

加古川市こども・若者計画（概要版）

発行 令和 7 年 3 月 兵庫県加古川市

第 1 章. 計画策定にあたって

① 計画策定の趣旨

国では、2023（令和5）年4月に、こども家庭庁が発足するとともに、こども施策に対する基本的な考え方を明らかにし、こども施策を総合的に推進するため「こども基本法」が施行され、同年12月には「こども大綱」が閣議決定されました。

「加古川市こども・若者計画」では、これまでの取組を継続しながら、国の動向や、新たな法律や大綱も踏まえ、保健、医療、福祉、教育など各分野と連携し、妊娠期から子育て、保育、教育、さらには思春期や社会への自立まで、切れ目のない支援を提供し、全てのこども・若者とその家庭が、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指します。

② 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条、子ども・子育て支援法第61条第1項、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づき策定するものです。

③ 計画の期間

計画の期間は、令和7年度を初年度とし、令和11年度までの5年間とします。

④ 計画の対象

計画の対象は、こども・若者（若者は概ね18歳から40歳未満の者）、子育て当事者及びこれらを取り巻く地域社会とします。

第 2 章. 計画の体系

① 基本理念

子育てをみんなで支えあい、
こども・若者が健やかに育つまち加古川

本市では、こどもの健やかな成長を支援するため、妊娠から子育てまでをトータルでサポートしてきました。引き続き、これらの取組を進めるとともに、こどもだけでなく、若者に対しても社会全体で支えあうことを目指します。

② 体系図

基本理念	基本目標	基本施策	基本施策の区分
	I こども・若者の権利と意見を尊重する取組を推進する 「こどもの権利」	(1) こども・若者の権利の普及啓発・情報発信 (2) こども・若者の意見表明	① こども・若者の権利の普及啓発・情報発信 ① こども・若者の意見表明
子育てをみんなで支えあい、こども・若者が健やかに育つまち加古川	II こども・若者の心身ともに健やかな育ちを支える 「こども・若者 本人の視点」	(3) 就学前教育・保育及び学校教育の充実 (4) 育ちに支援を必要とするこども・若者への支援 (5) 健やかな心と体の育成 (6) 若者の経済的自立と結婚への支援	① 就学前教育・保育の充実 ② 学校教育の充実 ③ 学校園の基盤整備 ④ 人材の確保 ⑤ 教育DXの推進 ① 不登校への支援 ② ひきこもり支援 ③ いじめ防止 ④ 自殺対策 ⑤ 非行防止 ⑥ 高校中途退学の予防・高校中途退学後の支援 ① 体力向上・健康づくりへの取組 ② 食育への取組 ③ 医療体制 ① 就労支援 ② 結婚支援
	III 安心してこどもを生み、子育てに喜びや生きがいを実感できる環境を整える 「保護者の視点」	(7) 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援 (8) 子育て家庭等の負担軽減 (9) 支援が必要な家庭を支える取組の充実	① 妊産婦への保健対策 ② 産前・産後の家事・育児等への支援 ③ 不妊治療等への支援 ④ 子育て家庭への相談体制 ① 安定した生活のための経済支援・住宅支援 ② 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 ③ 医療費の負担軽減 ① 障がい児等への支援 ② 児童虐待防止 ③ ヤングケアラーへの支援 ④ ひとり親家庭への支援 ⑤ 外国人家庭への支援
	IV 地域・社会全体でこども・若者の育ちと子育てを支える 「地域・社会・支援者の視点」	(10) こどもの居場所づくり (11) 自己実現の場と体験機会の提供 (12) 仕事と育児の両立支援の推進 (13) こどもまんなかまちづくり (14) 地域・担い手を支える環境づくり	① 子育て支援施設・交流の場の充実 ② 児童クラブ、放課後の居場所 ① 生活・文化体験活動の推進 ② 自然体験活動の推進 ③ 社会体験活動の推進 ④ 読書活動の推進 ① ワーク・ライフ・バランスの推進 ② 共働き・共育の推進 ① 子育て関連施設の環境改善 ② 公園等の整備 ③ 防犯・交通安全 ① 家庭教育の推進 ② 地域社会の連携 ③ 多様な担い手による子育て支援ネットワークの強化

第3章.子ども・子育て支援事業計画

①教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」

幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況等によらず柔軟に子どもを受入れることができる認定こども園への移行や、公立幼稚園と保育所の統廃合、定員の見直しなど、既存施設の活用を推進します。

		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	
量の 見 込 み	1号認定						
	2号認定(教育利用希望)		1,940	1,907	1,868	1,773	1,721
	2号認定(保育希望)		3,352	3,297	3,227	3,060	2,967
	3号認定	(2歳児)	1,008	963	943	922	903
		(1歳児)	950	929	908	890	873
(0歳児)		465	454	444	435	427	
確 保 方 策	1号認定						
	2号認定(教育利用希望)		2,340	2,324	2,249	2,249	2,258
	2号認定(保育希望)		3,433	3,396	3,366	3,366	3,357
	3号認定	(2歳児)	1,004	1,009	1,009	1,009	1,009
		(1歳児)	798	818	818	818	818
(0歳児)		436	437	437	437	437	

②地域子ども・子育て支援事業

			7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
利用者支援事業 (箇所)	量 の 見 込 み	特定型 (保育コンシェルジュ)	1	1	1	1	1
		こども家庭センター型 (子育て世代包括支援センター)	2	2	2	2	2
	確保方策		ニーズに対応できる体制を確保する。				
時間外保育事業 (延長保育事業)	量の見込み		2,207	2,156	2,110	2,033	1,983
	確保方策		4,970	4,970	4,970	4,970	4,970
放課後児童健全育 成事業 (児童クラブ)	量の見込み		3,455	3,408	3,272	3,260	3,169
	確保方策		4,431	4,431	4,431	4,431	4,431
子育て短期支援事 業(子育て家庭 ショートステイ事業)	量の見込み		297	297	297	297	297
	確保方策		ニーズに対応できる体制を確保する。				

		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	量の見込み	1,548	1,512	1,478	1,449	1,423	
	確保方策	ニーズに対応できる体制を確保する。					
養育支援訪問事業	量の見込み	75	75	75	75	75	
	確保方策	ニーズに対応できる体制を確保する。					
地域子育て支援拠点事業	量の見込み	130,848	130,236	129,672	128,736	128,124	
	確保方策	既存施設にて、ニーズに対応できる体制を確保する。					
一時預かり事業（幼稚園型）	量の見込み	48,585	50,945	49,970	47,535	45,907	
	確保方策	55,999	53,695	50,239	50,239	50,239	
一時預かり事業（上記以外）	量の見込み	27,535	26,901	26,327	25,354	24,725	
	確保方策	48,411	48,411	48,411	48,411	48,411	
病児・病後児保育事業	量の見込み	1,552	1,516	1,484	1,429	1,394	
	確保方策	1,866	1,866	1,866	1,866	1,866	
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター運営事業）	量の見込み	2,427	2,524	2,625	2,730	2,839	
	確保方策	ニーズに対応できる体制を確保する。					
妊婦健診事業（妊婦健康診査費助成事業）	量の見込み	対象人数（人）	2,322	2,268	2,217	2,174	2,135
		健診回数（回／年）	17,415	17,010	16,628	16,301	16,009
	確保方策	対象人数（人）	2,322	2,268	2,217	2,174	2,135
		健診回数（回／年）	17,415	17,010	16,628	16,301	16,009
養育支援訪問事業	量の見込み	627	627	627	627	627	
	確保方策	ニーズに対応できる体制を確保する。					
妊婦等包括相談支援事業	量の見込み	対象人数（人）	1,600	1,590	1,580	1,570	1,560
		面談回数（回／年）	4,800	4,770	4,740	4,710	4,680
	確保方策		ニーズに対応できる体制を確保する。				
産後ケア事業	量の見込み	660	660	660	660	660	
	確保方策	ニーズに対応できる体制を確保する。					